第13期　第3回町田市学校給食問題協議会　会議録要旨

日　　時	2023年1月27日（金）　15時00分～16時30分
場　　所	**市庁舎5階　5－3会議室**
出 席 者	＜委員＞敬称略 山田正子、柳田拓史、野村弥生、大野薫里、鈴木桜子、堀切由貴、小澤智幸、百田明弘、藤田裕一、石黒佐智子 ＜事務局＞ 保健給食課長、保健給食課職員5名
傍聴人数	2名

■会議内容

1. 議題

　中学校の全員給食実施に伴う各学校の給食運営について

　（1）　資料説明

　（2）　協議

2. 次回の日程

3. その他

■配布資料

1　資料①　第2回議事録

2　資料②　中学校全員給食における保護者の相談窓口および相談への対応者について

3　資料③　給食センター方式による食物アレルギー対応に関する他自治体ヒアリングのまとめ

5　資料④　一次答申案（中学校の全員給食実施に伴う学校運営について）

■協議
「中学校の全員給食実施に伴う各学校の給食運営について」

【会長】
本協議会には、「中学校の全員給食実施に伴う各学校の給食運営について」「給食費について」「学校給食における食育の推進について」の3つの事項について諮問されました。諮問事項毎に3回～5回ずつ協議を行い、協議内容がまとまり次第、諮問事項毎に「一次答申」から「三次答申」までを出していく、という流れを予定しております。
本日は、「中学校の全員給食実施に伴う各学校の給食運営について」の答申を確定したいと考えています。
事務局より配布資料の確認と説明をお願いします。

【事務局】
＜資料①の説明＞
会議録に基づいて前回協議会の振り返りをさせていただきます。
前回は「中学校の全員給食実施に伴う各学校の給食運営について」を議題に委員の皆様から、給食時間、食物アレルギーの対応方法について、配膳方法についてご意見をいただきました。
給食時間について。①給食時間は経験した学校では30分であったことや、慣れてくることから30分で十分間に合うという意見、②反対に食や会話を楽しむには15分では十分ではないとの意見、③各学校の実情を踏まえて給食運営は必要であるとの意見がありました。
次に食物アレルギー対応について、①他自治体と同じように対応すると良い、②食物アレルギーの対応食材以外に食物アレルギーがある生徒への対応を安全に行えるよう配慮が必要ということ、③組織的に対応することがポイントとなる、④マニュアルの整備や研修を行うと良い、⑤境界を無くしたい、⑥アレルギー対応は一つ一つ丁寧に時間をかけて対応したほうが良いとの意見がありました。
配膳方法について、①学校ごとに対応し事故を無くすようにする必要がある、②他の自治体と同じように出来るのではないかという意見がありました。
前回、保護者の相談窓口は保健給食課にした方が良いのではないかという意見がございましたので、改めて相談窓口、対応の基本的な考え方をご説明させていただきます。
また、食物アレルギー対応の役割についてのご質問もありましたのでこの後、他自治体の状況等含め、ご説明させていただきます。
以上前回の振り返りとさせていただきます。頂いたご意見を参考に修正した一次答申案を提示いたします。

＜資料②の説明＞

中学校全員給食が始まった際の保護者の相談窓口について、相談内容によって学校かセンターか保健給食課か別れていると、保護者にとって煩雑であるというご意見、また、第1回協議会では、小学校は栄養士がいるので給食のことは栄養士に相談すれば良いとわかるが中学校では誰に相談すればよいかわからなくて不安、というご心配をさせてしまいました。その回答として、資料②を作成いたしました。

まず、相談窓口の基本的な考え方をお示ししました。相談内容が学校で把握すべき内容の場合は、学校が窓口と考えています。

例えば欠席の場合や食物アレルギー対応が必要になった場合に、学校はその情報を把握して対応すべきですので、保護者の方には担任に連絡を入れていただきます。担任と保護者が直接お話しすることで、詳細についても確認することができ、メリットが大きいと考えます。

前回、「窓口が担任になっているが、教員の負担軽減が叫ばれている中で、負担増加につながる」とのご指摘がありましたが、欠席の場合や健康上学校での対応が必要になる場合、今までも担任への連絡を行ってきておりますので、負担の増加にはならないものと判断いたします。

次に、給食に関する相談への対応を誰が行ってくれるのか、というご心配についてです。保護者の相談または給食トラブルへの対応については、現在小学校で行っている方法と変わらず対応できるよう体制を整えてまいります。具体的な体制や取り組み方法につきましては、現場となる中学校の先生方や、小学校の栄養士さんのご意見等を伺いながらじっくりと考えていくことを予定しております。今後学校関係者で組織する「中学校全員給食運営検討委員会」で検討し、明確にしていきたいと考えております。

＜資料③の説明＞

第2回協議会で、委員の皆様から、中学校での食物アレルギー対応の管理について、「センター栄養士を含めた役割分担はどうなるのか」、また、「養護教諭をはじめとして学校の先生は忙しく、この対応方法は現実的ではないのではないか」、とのご意見をいただきました。そこで、事務局にて、既に給食センター方式で給食を問題なく実施している自治体は、どのような方法で運営しているかについてヒアリングし、まとめました。

まず、1の他自治体調べは、他自治体のヒアリング結果を表にまとめたものになります。2の他自治体のまとめは、1の他自治体のヒアリング結果からわかった、給食センター方式としてのスタンダードな運営方法をまとめたものです。

まず、給食センター方式による食物アレルギー対応について。

1の表1の中の※1のように、給食センター方式におけるアレルギー対応は、食品数を限って対応している自治体が多かったです。給食センター方式の給食は、複数校か

つ大人数に提供するため、食物アレルギー事故が起こらないよう、食物アレルギー対応は簡素なものにしている、という理由からとのことでした。

次に、給食（食物アレルギー対応食、通常の給食）で除去する食材以外にアレルギーを有する場合の対応について。

1の表1の中の※2のように、確認方法や担当者は、各校のアレルギー対応委員会にて、各校の実情に合わせて決めている、自治体が多かったです。

給食センター方式におけるアレルギー対応はできる範囲が限られますので、それでは対応しきれない方についてはお弁当持参が最も安全な対応方法になります。しかしながら、それですと、例えば「メロンだけ食べられない」という方についても、毎日お弁当持参になってしまいます。そこで他の自治体では、生徒・保護者のニーズを汲んで、対応現場となる学校で対応が可能と判断した場合は、保護者と学校が協力して除去対応を行っているとのことでした。

対応方法についても各校で決めるとの回答でしたが、対応する場合は以下の流れで対応していることが多いようでした。

①給食センターは、「返信用予定献立表」を用意し、学校経由で保護者に送付
②保護者は、「返信用予定献立表」に必要事項（除去が必要な日等）を記入
③保護者は、「返信用予定献立表」を学校に提出
④学校は、保護者から提出された「返信用予定献立表」に基づいて対応する

また、提出された「返信用予定献立表」の記載内容確認については、実施方法・担当共に各校で決めるとのことでした。主にどなたが行っていらっしゃるかきいたところ、表に記載のとおりでしたが、校内でできる方がする、という方針でありました。なお、どの自治体においても、学校に栄養士の配置はありませんでした。

そして、この対応方法に保護者または学校が「心配」「無理」「負担が大きすぎる」と感じる場合は、無理をせずお弁当対応を選ぶことも、アレルギー対応を安全なものにするためには必要なことである。とのご見解でした。

対象者情報や対応方法を共有することは、どの自治体でも重要視されておりました。教育委員会がそのためのマニュアルを作成することや、喫食当日の共有方法など様々ございました。町田市の具体的な体制や取り組み方法につきましては、こちらの資料もひとつの参考といたしまして、先程ご紹介しました。現場となる中学校の先生方や、小学校の栄養士さんのご意見等を伺いながらじっくりと考えていくことを予定しております。今後、学校関係者で組織する「中学校全員給食運営検討委員会」で検討し、明確にしていきたいと考えております。

＜資料④の説明＞

前回、お示ししました一次答申案について、前回の協議会でいただきました御意見に基づき、修正いたしました。修正箇所につきましては、2点ほどございます。

まず、冒頭の文書についてですが、変更箇所を赤字で示しております。第2段落の「学校給食は、重要な教材である」の次に、「共働き家庭の増加など、昨今の家庭環境の変化や食の多様化が加速する中で、この学校給食を通じて、子どもたちの「豊かな心」、「健康な体」及び「生きる力」を育み、「食を正しく選び取れる」力をより強化することが重要である。」という文章を新たに記載しました。

その理由としまして、前回の協議の中で、「（3）食物アレルギーの対応について」に記載しておりました「食物アレルギーを有する生徒には、将来に向けて「自らが喫食するもの（給食を含む）に、アレルギー食材が使用されていないことを確認してから食べる力」を、給食を通じて培うことができるよう」という表現が、食物アレルギーを持つ子に対して、「大人の考えを押し付けているように感じる」「境界ができているように感じる」という御意見がございました。

この御意見を踏まえまして、食物アレルギーに限らず、「食を正しく選び取れる力」を身に付けていくことは、文部科学省が定める「食に関する指導の手引き」でも、「食品を選択する能力」として、重要視される事項のひとつですので、冒頭の文章に加えてみてはどうかと考え、こちらに記載しました。

なお、「（3）食物アレルギーの対応について」で記載していた文章については、削除しますので、資料には見え消しで表現しています。

次に、「（2）の給食時間について」も修正をしました。前回の協議の中で「喫食時間が15分では短い」という御意見をいただきました。確かに、「子どもの成長の度合い」や「食べる力」によって、喫食時間が変わってきますし、それによって、「愉しみながら給食を喫食できるかどうか」も変わってきます。

また、準備・片付けの時間についても、「経験を重ねることで、1年生では大変であったものが、慣れてくると昼休みを待つようになる」ということも前回の協議の中で意見としてありました。

そのため、給食時間は30分を基本とした上で、給食時間のカッコ内のそれぞれの時間数には、あくまで目安であることを示したいと考えました。文章表現としては、「目安として」という文言を入れております。また、生徒の成長によって、準備にかかる時間、片付けに係る時間などは変わってくると思いますので、「昼休憩時間20分と併せて、生徒の力に応じて、柔軟に対応すること」という表現も追加しています。

【会長】
　先程ご説明したとおり、本日は主に「一次答申案」の協議を行います。しかしながら、資料②、資料③についてご説明をいただいたところですので、時間を10分程度に限りますが、こちらについて何かご意見やご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

【鈴木委員】
　資料③の主に誰がチェックしているかについて。他の自治体では養護教諭一人で行っている場合もあるようですが、町田市では各学校で検討するとは思うが、養護教諭一人で管理するのではないようにしてもらいたいです。担任や副校長先生など、一名の判断ではなく、複数で確認するようにした方が良いと思います。一名では負担が大きいと思います。

【会長】
　組織的にと全体的に言われておりますので、一人ではなく組織的に行っていただきたいと思います。

【大野委員】
　資料②について。今、担任の先生は栄養士と同じ学校にいるためすぐに連絡できるが、給食センターになった時に上手く連絡がいくのでしょうか。コロナで休んだ場合は予防の場合でも一日目から減額になるが、インフルエンザ等であれば欠食後何日目からの減額になります。そのようなことにも対応しなければならないため、結局は担任の先生に負担が行くのではないでしょうか。学校現場に負担がかからないようにしてほしいです。

【会長】
　欠席のやり取りについて、今中学校ではどうしているのでしょうか。

【藤田委員】
　各学校に給食担当の教員がいると思います。担任が給食担当の教員に伝えて処理をしています。

【大野委員】
　給食費の支払いはどうなるのでしょうか。口座は変わるのでしょうか。

【事務局】
　全員給食が始まった時には小学校と同じになると思います。口座を変える必要はあ

りません。

【会長】
　その他ご意見が無いようですので、資料②・③についてこれくらいにと思います。
　それでは、資料④に、これまでの意見を答申案としてまとめていただいておりますので、この内容について、項目ごとに確認をしてまいりたいと思います。「給食日数について」は、第2回協議会にてお示しした一次答申案と変更はないとの説明でした。第2回協議会ではご意見はなかったとのことですが、本日改めてお聞きいたします。修正や加えた方が良い意見など何かありましたら、挙手をお願いいたします。

【会長より】
　意見が無いようですので次に進めます。「給食時間について」です。第2回協議会で委員からいただいた意見を反映し、文言修正を行ったとの説明がありました。修正や加えた方が良いなど何かご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

【堀切委員】
　一年生は給食時間が昼休みに食い込んだりすると、「あの子のせいで昼休みが短くなった」と言われることを心配しています。もっと柔軟に対応できるような対策を考えていただいた方が良いのではないでしょうか。30分を35分にして昼休みを15分にすることは難しいのでしょうか。

【会長】
　およその目安なので、30分の間で調整をして、できないところは昼休みを加えて柔軟にということだと思いますが、30分を超えた時に心配ということでしょうか。

【堀切委員】
　クラスによって対応が違うと、他のクラスと比べることになるのではないかと懸念しています。

【会長】
　小学校は一年から六年まで、学年が上がるごとに慣れてくると思いますが、実際、小学校ではどうでしょうか。

【百田委員】
　お話があったとおり、高学年になれば出来るようになっていると思います。

【会長】

高学年で出来るようになり、その状態で中学生になりますから、柔軟に対応するならば可能なのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【堀切委員】
先生方が上手に対応して下さるということでしょうか。

【柳田委員】
回答になるかわかりませんが、コロナ禍で手洗いに時間をかけるために休み時間を減らしたこともあります。子どもたちの状況をみながら、全体として組織で取組むということは十分可能だと思います。

【堀切委員】
安心いたしました。先生方の考えが浸透していけば良いと思いました。

【鈴木委員】
小学校では、給食の時間が過ぎても食べ終わることができない子はどうしているのでしょうか。片付けは、食べることが遅い子に合わせて、給食当番は待っているのでしょうか。

【小澤委員】
クラスや学年によって違いますが、給食当番が待つということはないと思います。担任が待っていて、返すということもあると思います。周りの子が我慢するようなことはないようにしています。

【大野委員】
小学校は給食の後に掃除をしていますが、中学校も給食の後に掃除をするのでしょうか。

【柳田委員】
学校によって違います。

【大野委員】
先生のパッションや情熱のおかげで、授業が給食の時間に食い込むことがあるので、そのようなことがないようにしていただきたいです。給食の時間は確保していただきたいです。

【会長】
校長先生方、担任の先生に伝えていただければと思います。

続きまして、「食物アレルギーの対応方法について」確認を行います。第2回協議会で委員からいただいた意見を反映し、文言修正を行ったとの説明がありました。修正や加えた方が良い意見など何かありましたら、挙手をお願いいたします。

【石黒委員】
小学校のように栄養士はいないため、食物アレルギー原因食材を使わない、食物アレルギー専用食をつくることには賛成です。そのため、修正するところは有りません。

【堀切委員】
修正していただいて、よい文章になったと思います。

【会長より】
その他ご意見がないようですので、続いて「配膳方法等について」です。第2回協議会ではご意見はなかったとのことですが、本日改めてお聞きいたします。ご意見などはございますか。

【大野委員】
配膳ではないですが、配送についてお伺いします。中学校で今後一校新設する学校があると聞きましたが、新しい学校になってもセンターから30分以内で配送されるのでしょうか。統廃合されても、30分以内で配送されるのでしょうか。

【事務局】
30分以内で配送いたします。

【堀切委員】
現在エレベーターがない学校にエレベーターはつくのでしょうか。

【事務局】
全ての学校にはつきません。10年以内に建て替えや統廃合で使用しなくなる学校についてはエレベーターはつきませんので、階段を使って配膳員の人数を増やし、配膳室を作り鍵をかけて安全を確保できるように対応しようと思います。生徒の皆さんに引き渡すまではエレベーターがあってもなくても同じように対応するようにし、配膳員が運ぶようにします。牛乳保管庫は各階にはありませんが、リレー形式で10分以内に運ぶようにします。八王子市はエレベーターを付けずに運んでいる実績があるので、無理のないように対応したいと考えています。

【大野委員】
　実績があるということなので納得しました。エレベーターの予算までは出ないということでしょうか。

【事務局】
　新たな学校づくりの計画を進めていますので、建ててすぐに取り壊すことになってしまう学校もあります。エレベーターではなく、人力で運ぶようにしたいと考えています。生徒の皆さんの条件はどの学校でも変わらないようにします。

【百田委員】
　前の学校は島の学校で、小規模な学校でした。子どもたちが一階から二階に給食を運んでいました。そのことによって、連帯感、チームワークやみんなで協力するということがありました。工夫次第で良いこともあると思います。

【鈴木委員】
　各階にワゴンは置く予定ですか。

【事務局】
　各階の配膳室にワゴンを空でおいて置き、配膳員がセッティングします。

【鈴木委員】
　各階に配膳室の用意はあるのでしょうか。

【事務局】
　エレベーターのない学校については、学校に相談し配膳室を確保しています。ただ、教室数が少なく配膳室が確保できない学校については安全を確保しながら配膳を行いたいと思います。鍵のかかる配膳室を共用して使うなど運用でカバー出来るようにしたいと考えています。

【堀切委員】
　直前に運ぶから冷暖房がない配膳室でも大丈夫なのでしょうか。

【事務局】
　保温・保冷の食缶になるので、周りの温度に影響を受けることがないです。

【石黒委員】

食器は配膳員が運ぶのでしょうか。材質は軽いものでしょうか。

【事務局】
ペン樹脂の食器を使用する予定です。もう一つ作業の工夫として、二段階で配送する予定です。一度に食器と食缶を運ぶのではなく、食器のみ最初に配送しトラックが戻り、その間に配膳員が食器だけセッティングします。料理が出来る時間に料理を運びます。配膳員は余裕を持って食器を運ぶことができ、料理も出来立てを運ぶことができます。トラックも小さくて済みます。

【大野委員】
配膳員はどこにいるのですか？

【事務局】
配膳員は、現在学校に出勤し掃除したり、牛乳を受け取ったりしています。今後も同じように行っていただくことになる予定です。

【会長】
全体を通して何かあればお願いします。

【事務局】
一点修正があります。資料④の（3）食物アレルギーの対応についての二段落目、「食品衛生法令」ではなく、「食品表示法令」に修正をお願いします。

【大野委員】
以前いただいた資料で、中学生とのコラボ企画で、お盆選ぶ、キャッチコピーを考える、メニューを考えるなどあったと思います。小学校では、対面はなくなりましたが、子どもと調理員、先生と距離感が近いのが良いと思います。給食センターでは距離感が出てしまうと思います。引き続き感謝の気持ちを育んでほしいです。中学生との企画の進捗を伺いたいです。

【事務局】
現在、公募期間中なので、提案を含め事業者と検討していきたいです。今後、給食問題協議会で、食育の推進について審議していただくので、皆さん方からもご意見をいただき、事務局から報告をいたします。

【大野委員】

食育の協議会にも参加しています。家庭科の宿題で六年生で考案したメニューが給食に出るのですが、給食が出る頃には卒業していることがありますが、どうでしょうか。

【事務局】
朝食レシピコンテストについては、六年生が対象ですが、今年度は三月の卒業する前に給食で出すようにいたします。自分や友達が作ったものが給食になる経験を大切にしたいと思います。

【大野委員】
栄養士の負担にならないようにしていただきたいと思いますし、担任の先生は選ぶのが大変だと思います。応募した側が選べば良いのではないかと思います。

【会長】
貴重なご意見をありがとうございました。
最終的な文言修正は事務局に一任し、会長の承認を得て、これを本協議会の一次答申とするということで、皆様よろしいでしょうか。
ご意見のある方は挙手をお願いします。

〇異議なしであることを確認

【会長】
それでは、最終的な文言修正は事務局に一任し、会長の承認後、これを本協議会の一次答申といたします。

【事務局】
皆様、ありがとうございました。それでは、こちらの答申案について文言修正を確認し会長に了解いただいた上で、一次答申としてまとめさせていただきます。

以上